

平成31年度高齢者施設の老朽化対策のための整備について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画（以下「第7期計画」という。）においては、要介護者のみならず生活困窮高齢者や養護等が必要な高齢者の今後の増加を見据え、こうした高齢者が入所する既存施設の有効活用を図るために、新たに老朽化対策のための整備に対する補助を行うものとします。

第7期計画においては、利用者の安全安心の確保を優先し、未耐震施設及び耐用年数到来施設を整備補助対象とします。

2 募集概要

(1) 補助の対象

ア 対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム（地域密着型（入所定員が29人以下の特養）を除く）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム（特定施設の指定を受けるケアハウスへの改築・移転に限る）

イ 対象整備工事

- ・ 次の整備工事であること。（本体床に限る）

整備工事	内 容
改 築	・ 建築物の全部又は一部を除却し、その場所に、従前と同様の用途のものに建て替えること。
移 転	・ 同一敷地内、又は別敷地で従前と同様の用途のものを新築すること。
大規模の修繕	・ 修繕のうち、建築物の部分の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上を過半(1/2超)にわたり修繕すること。

- ・ 居室(床)を有する既存施設の整備工事であること。
- ・ 本体床数内の整備工事であること。
- ・ 平成31年4月1日時点で未耐震施設及び耐用年数到来施設に係る整備工事であること。（未耐震の棟または耐用年数到来の棟と一体的に施設運営されている棟や増築部分であって住まいとしての機能を有するものに係る整備工事も含む。）
- ・ 既存のユニット型をユニット型以外する工事でないこと。

(2) 今回整備床数

奈良圏域を除く4圏域（西和、東和、中和及び南和圏域）で 計160床

第7期計画（H30～32）中の整備計画床数

	第7期整備計画数	30年度選定済	
		30年度選定済	残床数
合 計	370床	41床	329床
奈良圏域（奈良市）を除く4圏域	370床	41床	329床

(3) 応募要件

ア 整備工事関係

- (a) 原則として平成33年4月1日までに開設する計画であること。
(注1) 別添の「整備要望の評価・選定について」の評価項目（土地利用制限の解除の見込み、地元関係者との調整、開発許可スケジュール等）に十分留意すること。
(注2) 複数年にわたり施設の整備を計画している場合は、全体計画のうち、原則として上記期間内に完了する部分の工事のみを応募すること。
- (b) 補助の対象となる施設の整備工事の契約の締結が、交付決定以後になされるものであること。
例えば、交付決定前に、建物の除却工事などの補助対象外工事と補助対象となる施設の整備工事の契約を一体的に行う場合は、応募要件を満たさない。
(注3) 上記アの(a)の(注2)に記載する場合において、交付決定後、全体計画の整備工事の契約を締結される場合は、次年度以降の応募対象としないことに留意すること。
- ※交付決定までのスケジュール：
選定通知（9月上旬を予定）後、整備計画の提出、その審査の後、交付決定が行われる。（適正な整備計画の提出後、概ね1ヶ月程度で交付決定の予定）
- (c) 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。

イ 工事中の入居者の処遇関係

- (d) 整備工事中の入居者の処遇について支障が生じない計画が策定されていること。

ウ 整備予定地関係

- (e) 整備予定地が都市計画法、農地法、農振法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示すこと。
(f) 整備予定建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域に入っていないこと。
(g) 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域である場合は、避難確保計画の作成に係る方針と避難訓練の実施に係る方針が定まっていること。
(h) 既存床が(g)の区域内である場合は、既存床について避難確保計画が作成され避難訓練が実施されていること。

エ その他

- (i) 地方公共団体が設置した施設の整備工事でないこと。
(j) 施設整備費について適切な資金計画が策定されていること。
(財源に借入金を予定している場合は、その融資が確実に見込まれること)
- (注) (c)、(h)、及び(j)については、選定審査結果通知月の前々月末（7月末）までに要件を満たさない場合は、応募要件を満たさず選定審査の対象外とするので注意すること。

(4) 補助金

平成31年度補助単価 2,400千円/床

3 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

※別添1「資料作成要領」に基づき作成すること。

4 提出期限

平成31年5月31日（金）

※郵送の場合は、当日必着のこと。

5 選 定

別紙2「整備要望の評価・選定について」に基づき選定

（老朽化対策は除却工事等により工事期間の長期化が見込まれること等を配慮し、平成31年9月頃選定結果を市町村に通知予定）

6 留意事項

- (1) 奈良市を除く県内全市町村からの要望を受け付ける。
- (2) 市町村は、事業者から整備計画及び事業内容等を十分に聴取すること。
- (3) 整備要望受付後、事業内容等の整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。（ヒアリング日程については、改めて連絡する予定）
- (4) 複数要望する場合は、様式1において、必ず市町村で順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は整備計画を受理しない。
- (5) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加は、一切認めないので、十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- (6) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別添の「整備要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの（受付後に応募要件を満たすことが許されているものを除く）は一切認めないので十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- (7) 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- (8) 「整備」という意味には、既存施設を取得して活用することも含まれる。（資金計画の策定の際には、既存施設の取得費も含めて適切に策定すること。（但し、補助金については、取得費は対象外））